平成２９年（フ）第８１号
宮崎県西都市大字平郡501番地１　市営宮之下住宅７－３、前住所大分市大字森町245番地の25
債務者　海江田友歌
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市吉野町3599番地68
債務者　丸山　光惠
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
鹿児島県日置市吹上町中之里767番地
債務者　永田　敏朗
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８５１号
千葉県習志野市東習志野８丁目23番18号コーポ銀泉102号
破産者　寺嶋　　幹
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１８号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目４番地10フラワーヒルズ302号
破産者　松本　良美
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
千葉県市川市高石神35番21号　（タウンハイツ中山103号）
破産者　松永　宏之
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３３７号
山梨県笛吹市石和町井戸67番地の２
破産者　有限会社エルテック
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９６８号
千葉県船橋市金杉３丁目19番53号
破産者　三浦　廣徳
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５１９号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目１番４号パールライトビル１Ｃ、商業登記簿上の本店所在地福井市問屋町１丁目45番地
破産者　株式会社ネオ・アグリ
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２０号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目１番４号パールライトビル１Ｃ、商業登記簿上の本店所在地福井県坂井市春江町大針第９号32番地
破産者　農事組合法人完全無農薬栽培普及センター
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７号
大阪府泉佐野市下瓦屋２丁目４番78号
破産者　株式会社ホテルシーガル
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
徳島県徳島市東沖洲１丁目５番地11
破産者　有限会社山内
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
島根県大田市久手町波根西630番地１
破産者　有限会社下垣工務所
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第５０６号
岡山市中区高屋376番地５
破産者　万波　秀治
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
北海道紋別市本町３丁目２番12号
破産者　株式会社日専連紋別
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１３号
最後の住所　福島県岩瀬郡鏡石町不時沼327番地
破産者　亡須藤眞彰相続財産
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼327番地
破産者　有限会社須藤建設
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡606番地
破産者　株式会社川又組
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３５８号
静岡県磐田市西島367番地の15
破産者　有限会社赤堀水産
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５８７号
京都市北区平野上柳町28番地20
破産者　株式会社祐也コーポレーション
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係